

令和3年4月22日

山口県経営者協会

会長 楠 正夫 殿

山口労働局長



不妊治療を受けやすい職場環境整備の支援及び働く女性の
母性健康管理に関する周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた支援を行うため、令和3年度に両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）を創設することとなりました。

また、男女雇用機会均等法の規定に基づく母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）の関係では、これまで周知に御協力いただいていたところですが、令和3年7月1日から、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の様式を変更することとなりました。このほか、母健措置について広く認識いただくため新しくQ&Aを作成の上、当局ホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による助成金（以下「母健助成金」という。）について、今般、要件を変更した上で期限を延長することとしました。

具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知いただき、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）の創設について

不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む中小企業事業主を対象として、令和3年度に両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）を創設します。本助成金は、企業で選定した両立支援担当者が労働者の相談を受けて不妊治療両立支援プランを策定し、当該プランに基づき労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合に中小企業事業主に対して助成する制度です。詳細については、別紙1を御参照ください。

また、令和3年度から、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）においても、中小企業事業主が不妊治療のための特別休暇制度を新たに導入することを支援いたします。詳細については、別紙2を御参照ください。

2 母健カードの様式変更及びQ&Aについて

事業主に対しては、母健措置として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することや、医師や助産師から休業や作業の制限等の指導を受けた場合に、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講ずることが義務付けられています。また、指導事項の内容が事業主に的確に伝達されるよう、これまで母健カードの利用を推奨してきたところですが、令和3年7月1日から様式を変更することとなりました。詳細については、別紙3を御参照ください。

さらに、妊産婦の方々や不育症でお悩みの方に母健措置について広く認識いただくため、別紙4のとおり新しくQ&Aを作成し、当局ホームページに掲載していますので御参照ください。

3 母健助成金について

母健助成金については、要件を一部変更した上で、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備して労働者に周知し、当該休暇を取得させる期限について、令和4年1月31日まで延長することとしました。詳細については、別紙5を御参照ください。

(参考資料)

- ・不妊治療と仕事の両立のために（厚生労働省HPへリンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

- ・母性健康管理指導事項連絡カードを改正します！（山口労働局HPへリンク）

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/20210422.0002.html

【担当】

山口労働局雇用環境・均等室

室長補佐 佐伯

企画主任 関根

指導主任 吉富

電話 083-995-0390